

南三陸町東日本大震災記録誌作成業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名
南三陸町東日本大震災記録誌作成業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の目的
東日本大震災における本町の被災状況や復旧・復興、被災者支援などの取組内容を記録するとともに、その教訓を後世に伝え、今後も起こり得る大災害への対応や危機対策及び町民の防災活動に役立てることを目的とする。
- (3) 業務内容
別に定める「南三陸町東日本大震災記録誌作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 委託期間
契約締結日の翌日から令和5年3月20日まで
- (5) 委託予定額
15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (6) 選定方法
公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 宮城県内に本社、支社又は営業所若しくは事業所を有する法人であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
 - イ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。
 - ウ 本町の競争入札における指名停止措置を受けている者。
 - エ 南三陸町暴力団等排除条例（平成24年条例第30号）に規定する要件に該当する者でないこと。
なお、別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、企画提案書等提出書の提出をもって誓約・同意したものとする。
- (3) 本業務と同種又は類似の業務実績を有していること。

3 事務担当

南三陸町企画課企画情報係

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

TEL:0226-46-1371 (直通)

電子メール plan-ict@town.minamisanriku.miyagi.jp

4 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

次のとおり。なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ以下の書類を提出すること。

ア 南三陸町における競争入札等参加資格を有している者

- ・参加申込書（様式第1号）
- ・業務実績書（様式第2号）

イ 南三陸町における競争入札等参加資格を有していない者

参加申込書（様式第1号）、業務実績書（様式第2号）のほか、以下の書類のうち該当するものを提出すること。

- ・登記簿謄本（正本）（発行後3か月以内のもの。法人に限る。）
- ・商号登記簿謄本（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。）
- ・身分証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の市区町村が発行するもの。）
- ・登記されていないことの証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）
- ・財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）
- ・法人事業税の納税証明書（正本）（法人に限る。）
- ・法人税又は所得税の納税証明書その1（正本）
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書その1（正本）

ウ 会社案内パンフレット等

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法

参加申込書（様式第1号）及び業務実績書（様式第2号）は「3 事務担当」まで電子メールにて提出することとし、他の提出書類については、持参又は郵送により提出すること。

イ 提出期限

令和3年12月13日（月）17時まで

※参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和3年12月15日（水）までに、辞退届（様式任意）を提出するものとする。

(3) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、令和3年12月16日（木）までに、参加申込書を提出した者に対し通知する。

(4) 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第4号）により電子メールで行う。なお、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 受付期間

令和3年11月26日（金）から令和3年12月3日（金）17時まで

イ 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和3年12月8日（水）までに、南三陸町公式ホームページに掲載する。

5 企画提案書等の提出

企画提案者は、次の(1)ア～ウに掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

(1) 企画提案書等

ア 企画提案書（任意様式）

- ・日本工業規格A4判横型に横書きの仕様を基本とし、表紙・目次を付け、各ページには番号を付すこと。
- ・表紙には「南三陸町東日本大震災記録誌作成業務企画提案書」及び企画提案者の名称を記載する。

イ 業務実施体制及び業務担当予定者調書（任意様式）

- ・業務総括責任者及び業務担当予定者の、分担業務、役職、氏名、経歴、主な業務実績等について正確かつ具体的に記載すること。

ウ 業務見積書（様式第3号）

- ・本実施要領及び別紙仕様書に定める業務について、業務内容ごとに積算した見積金額を記載すること。

(2) 企画提案書に記載する事項

企画提案書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

ア 業務実施方針

イ 業務実施手法

- ・仕様書に定める内容について、表紙を含めた目次ベースの構成案及びページレイア

ウトのイメージを示すこと。

- ・実施体制、業務フロー及び行程表を示すこと。
- ・本業務と同種又は類似の業務の実績を示すこと。
- ・本業務の進め方や合理的・効果的な実施方法として独自に考える企画や工夫について提案すること。

ウ 課題解決方策

- ・業務を遂行する上で想定される課題やその解決手法・アイデアについて提案すること。

(3) 企画提案書等の提出期限

ア 提出期限：令和3年12月21日（火）17時まで

イ 提出方法：「3 事務担当」まで電子メールにて提出することとし、受信容量が10メガ以上の場合はデータ便を利用すること。

6 審査及び選定方法

(1) 本プロポーザルにおける審査

本プロポーザルにおける審査は、南三陸町東日本大震災記録誌作成業務プロポーザル審査委員会において行う。

(2) 審査の実施方法

ア プロジェクターを使用して、提案内容についてプレゼンテーションを行い、審査委員が即日審査する。なお、審査過程は非公開とする。

イ プレゼンテーションの時間は30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）とし、提案者の出席は3名以内とする。

(3) 審査項目及び審査基準

審査項目	評価内容	配点
企画提案	企画提案内容は本業務を理解した内容になっているか	60
	写真や図表を取り入れた誰でも読みやすい構成内容になっているか	
業務の実施体制	業務遂行のための編集・制作体制は整っているか	30
	業務遂行に問題ないスケジュールが計画されているか	
	過去の業務実績が本業務を遂行するうえで十分なものか	
見積金額	見積金額	10
合計		100

(4) 実施日時及び場所

令和3年12月23日（木）に実施。実施場所は別途応募者に通知する。

(5) その他

提出された企画提案書等について不明な点等がある場合は、企画提案者へ質問する

ことがある。

7 委託候補者の選定

(1) 委託候補者の選定方法

審査員による審査結果に基づき、委託候補者を選定する。

「南三陸町東日本大震災記録誌作成業務プロポーザル審査要領」に基づいて審査し、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに順位点（1位＝10点、2位＝9点等）を付し、各審査委員の順位点の合計点が最も高い者を委託候補者とする。

なお、合計点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議の上、総合順位を決定する。

ただし、全ての審査委員の評価点数を合計し、各審査委員の持ち点（各項目における配点の合計点）の合計の5割を満たさない提案者は選定の対象としない。

(2) 提案者が1者の場合又はない場合の取扱い

参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに対する審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。また、提案者がない場合は、再度公募する。

(3) 委託候補者の公表

審査結果は、各提案者に書面で通知するほか、南三陸町公式ホームページにおいて、以下の内容を公表する。

ア 参加事業者数

イ 委託候補者の名称、採点結果の順位点

ウ 次点委託候補者の名称、採点結果の順位点

8 契約の締結

(1) 委託候補者に対して契約締結の協議を行う。

(2) 委託候補者と協議が調わない場合は、次点委託候補者と協議を行う。

(3) 契約内容は、提示している仕様書を基に、提案内容を加え協議を行い決定する。

9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。選定した者が失格となった場合は、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

(1) 故意に審査委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 本実施要領等に従っていない場合

(3) 審査委員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合

(4) その他企画提案者として適切でない行為をしたと審査委員会が判断した場合

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- (5) 提出された書類等は南三陸町情報公開条例（平成17年条例第12号）に基づく情報公開の対象となる。
- (6) 本企画提案に係る提出書類については、当該書類の受理後においては、差し替え、変更、取り消し等は一切認めない。
- (7) 提出した業務担当予定者を変更する場合は、町へ協議すること。なお、変更する場合は町が同等以上と認めた者とする。
- (8) 応募を取り下げる場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出するものとする。

1.1 本企画提案のスケジュール（予定）

- 公募開始 令和3年11月26日（金）
（公告・ホームページ掲載）
- 参加申込書提出期限 令和3年12月13日（月）17時まで
- 質問書受付期間 令和3年12月3日（金）17時まで
- 質問回答 令和3年12月8日（水）まで
- 企画提案書等の提出期限 令和3年12月21日（火）17時まで
- 提案書等審査 令和3年12月23日（木）に実施
（プレゼンテーション審査）
- 審査結果通知 令和3年12月27日（月）に通知
- 契約締結 令和4年1月上旬以降に締結

暴力団排除に関する誓約事項

私は、南三陸町暴力団排除条例に基づき、下記事項について誓約いたします。
なお、誓約事項に虚偽の内容があった場合等は、当該要領及び関係法令等の処置に従います。

また、南三陸町の求めに応じ、当方の役員名簿等（有価証券報告書、登記簿謄本の写し等）の書類を提出すること及びこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を、管轄する警察署に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団
 - (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
 - (4) 役員等が第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人等
 - (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

上記事項について、企画提案書等提出書の提出をもって誓約いたします。